

令和元年6月28日

三田市長 森 哲 男 様

三田市市政への市民参加推進委員会
委員長 久 隆 浩

三田市市政への市民参加条例の運用状況に対する意見について（答申）

令和元年5月14日付三政第23号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

概ね適正に運用されていると判断されるが、次の3点について意見を付したい。

- (1) 平成30年度の当委員会の答申を受け、ワークショップや意見交換会の活用については、善処されている。なお、これらを含め市民に意見を聴く手続きを行う際は、行政施策の企画立案段階から意見の反映方法やその手法、スケジュールなどを十分に検討し、どのようにその手法や時期等を意思決定したのかについて行政の説明責任を果たせるよう一層配慮されたい。
- (2) 市民委員の割合が3割以上、パブリックコメントの意見の提出期間が30日以上となるようさらに努められたい。また、市民参加による意見反映や意義について、市民が分かりやすく理解が得られるよう市民参加の意識啓発に努め、形式的に達成することのないよう、それぞれの計画・条例ごと、適切な運用に努められたい。
- (3) 附属機関においては、市民委員の性別のバランスに加え、その施策に影響を受ける世代を含む市民委員を登用するなど、年齢構成についても配慮されたい。例えば、子ども・子育て施策であれば子育て世代を多く登用するなど、附属機関の実態・実質に合わせた委員の年齢構成にするよう努められたい。